# 意見書(案)

2023年1月16日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長殿

郵便番号 105-7529

(ふりがな)

住 所 東京都港区海岸一丁目7番1号 かぶしきがいしゃ

(ふりがな)

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりゃく しゃちょうしっこうゃくいん けん しーいーおー 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO

みゃかわ じゅんいち 宮川 潤一

「「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申(案)」に関し、 別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所意見

はじめに

#### (前略)

我が国においては、補助事業等を活用した民間事業者等によるインフラ整備の結果、FTTHの世帯カバー率が2022年3月末時点で99.7%(見込値)となるなど、世界最高レベルのブロードバンド基盤が実現されている一方、今後はブロードバンド基盤について「整備」から「維持」フェーズに入ることを見据え、人口減少社会においても光ファイバ等を維持することが可能な枠組みが必要とされてきた。

#### (中略)

その後、総務省では、第208回国会において、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を提出し、同法案では、総務省令で定めるブロードバンドサービスを第二号基礎的電気通信役務(以下「二号基礎的役務」という。)として、電気通信事業法上の基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)の新たな類型に位置付け(後略)

通信基盤の整備及び料金の低廉化や提供地域の拡大等の利便性の向上は、競争により促進を図ることが第一であり、ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法のひとつ(※1)とされています。

その点、今回の検討は、過去の答申で示された補完的手法が必要とされる 理由・背景(※2)の存在を契機として開始され、これらを前提に、基礎的 電気通信役務の範囲を含め制度上の手当が必要最小限となるべく進められ た認識です。

とりまとめに当たっては上記を明確にすべきであり、以下のとおり修正すべきと 考えます。

## 【修正案】

我が国においては、電気通信事業者による競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、補助事業等を活用した民間事業者等によるインフラ整備の結果、FTTHの世帯カバー率が2022年3月末時点で99.7%(見込値)となるなど、世界最高レベルのブロードバンド基盤が実現されている一方、条件不利地域等では基盤維持を担うステークホルダーに大きな財政的負担が生じている等、今後はブロードバンド基盤について「整備」から「維持」フェーズに入ることを見据え、人口減少社会においても光ファイバ等を維持することが可能な枠組みが必要とされてきた。

## (中略)

その後、総務省では、第208回国会において、「電気通信事業法の一部

該当箇所	意見
	を改正する法律案」を提出し、同法案では、総務省令で定めるブロードバンド
	サービスを第二号基礎的電気通信役務(以下「二号基礎的役務」とい
	う。)として、 <mark>競争を補完する</mark> 電気通信事業法上の基礎的電気通信役務
	(ユニバーサルサービス)の 新たな類型に位置付け (後略)
	(※1)「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答
	申(2019年12月17日)P.7
	   我が国においては、電気通信事業者による競争を通じた電気通信サービスの
	   普及を基本としつつ、それを補完するものとして、様々な基盤整備等に係る取
	   組が講じられている。具体的には、国民生活にとって不可欠な電話サービス
	   等の維持について、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年
	   法律第85号。以下「NTT法」という。)及び電気通信事業法の関連規定
	   からなる「ユニバーサルサービス制度」を設けるとともに、条件不利地域における
	   光ファイバ整備等について、予算措置等の支援策を講ずる等の対応が取られ
	てきた。
	   (※2)「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答
	申 (2019年12月17日) P.24
	ブロードバンドサービスを巡る当面の課題として、条件不利地域等において
	は、いまだ未整備エリアが解消されておらず、また、整備済みエリアにおいても、
	基盤の維持・更新等に大きな役割を担う自治体に大きな財政的負担が生じ
	本治り飛げ、大利寺に入るは仅前で担り日心やに入るは別以的見担が生し

該当箇所	意見
	ていることが指摘されている。これらは、ブロードバンドサービスが果たす役割の
	重要性に照らし、早急に取り組むべき課題であり、必ずしも制度的対応を待
	つことなく、予算措置等により機動的に支援を行っていくことが必要である。
2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲	東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以

- (1) FTTH及びCATV (HFC方式) 以外に想定され る役務について
  - ③ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)について
  - (ウ) 考え方

ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供は、技術中立性を 確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することによ り、コスト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整 備・維持を行うことが可能となるとともに、ブロードバンドサービスの更な る普及・拡大にも繋がると考えられる。

その一方で、N T T 東日本・西日本がワイヤレス固定ブロードバンド (共用型)を提供するには、N T T 法の自己設置設備要件(N TT法第2条第5項)との関係を含め、他事業者の無線設備を 用いてワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を提供することについ て整理が必要となる。

また、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務 に位置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバン ド(共用型)は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もか バーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安

下、「NTT 東西殿 lという。) により提供される予定のワイヤレス固定電話は、 日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法という。)第3 条のユニバーサルサービス義務の存在を前提に、当該義務の履行に支障を生 じさせるおそれがあることを要件として、法改正により NTT 法第 2 条第 5 項 の自己設置設備要件を例外的に緩和したことで実現されるものです。

現状の NTT 法の規定を踏まえれば、NTT 東西殿がワイヤレス固定ブロー ドバンド(共用型)を提供できる余地はなく、仮に NTT 東西殿による当該 役務の提供の整理に着手するのであれば、これに先立ちブロードバンドサード スに関してラストリゾート責務を NTT 東西殿に課すことが前提であると考えま す。

以上を踏まえ、以下のとおり修正すべきと考えます。

## 【修正案】

その一方で、NTT 東日本・西日本がワイヤレス固定ブロードバンド(共用 型)を提供するには、ワイヤレス固定電話の成立趣旨や NTT 法の自己設 置設備要件(NTT 法第2条第5項)及びユニバーサルサービス義務 (NTT 法第3条) との関係を含め、他事業者の無線設備を用いてワイヤレ ス固定ブロードバンド(共用型)を提供することについて整理が必要となる。

該当箇所	意見
定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等につ	
いて整理が必要となる。	
なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的	
役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)が	
カバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の	
指定要件である「1者以下の提供地域」14 として認 められる地域が	
過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念	
され、この点についても整理が必要となる。	
これらの点について、引き続き検討を深めることが必要である。	
2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲	モバイルブロードバンドに関しては二号基礎的役務と位置付けることは適当
(1)FTTH及びCATV(HFC方式)以外に想定され	ではないとすることについて、本答申(案)に賛同します。
る役務について	なお、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)については、当該役務が固
④ モバイルブロードバンド(モビリティのあるサービス)について	定ブロードバンド専用に構築された無線回線を用いたり、接続先を特定世帯
(ウ) 考え方	に限定して通信品質を確保するための取組を行っていたりすることからモバイル
モバイルブロードバンドについては、不特定多数のユーザーが接続して	ブロードバンドとは異なるものと明確に区別する前提において、二号基礎的役
トラヒックが集中した場合、通信の安定性を欠く懸念があり、また、移	務に含めることは制度の趣旨に照らして妥当なものと考えます。
動しながらサービスを利用する場合、制御する基地局が切り替わること	
に伴い通信の途切れが想定される等の理由から、今般の対応として	
は、二号基礎的役務に位置付けないこととすることが適当である。	

しかしながら、モバイル分野の技術の進展は著しく、今後、モバイルブロードバンドにおけるネットワークスライシング技術の本格的な活用など、モバイルブロードバンドの環境変化を踏まえながら、引き続きその位

該当箇所	意見
置付けを検討することが適当である。	
2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲	基礎的電気通信役務の範囲を含め、制度上の手当は必要最小限とすべ
(2) 卸電気通信役務が提供されている場合の扱いについて	きであり、契約約款の届出についても 2004 年に利用者に利益が最大限還
①卸電気通信役務を利用して卸先事業者が提供する役務の扱	元されることを目指しデタリフ化されている(※3)ことを踏まえ、規律内容は
いについて	必要最小限とすべきです。
(ウ) 考え方	なお卸先事業者である当社が提供する FTTH については、都市部(競争

エンドユーザーの立場でいえば、FTTHを契約するに当たり、自己設置・接続・卸といった役務の提供形態に関係なく、利用者保護の観点

から二号基礎的役務の「適切性」、「公平性」が確保される必要がある。

そのため、卸先事業者が提供する役務を二号基礎的役務に含めることとし、卸先事業者が提供する二号基礎的役務についても、原則として契約約款の届出義務及び届出契約約款に基づく役務提供義務を課すことが適当である(契約約款の届出義務の適用範囲については、「3. (1)契約約款の届出義務の適用範囲について」を参照)。

3. 事業者規律の在り方

(1)契約約款の届出義務の適用範囲について

(ウ) 考え方

制度の現実的かつ実効性のある運用を考慮すると、契約約款の届 出を求める二号基礎的役務を提供する事業者の範囲については、利 用者への影響の大きさ等を踏まえて、限定することが適当である。 なお卸先事業者である当社が提供する FTTH については、都市部(競争地域)にて競争力のある価格にて地域差なく提供しており、現状の契約約款(または利用規約、会員規約等)を届出することで答申(案)に記載の目的は達成される理解です。

(※3)「IT 競争政策特別部会最終答申(草案)に対する意見及びそれに ついての考え方 (2002 年 8 月 7 日) P.100

事業者間の活発な競争を通じて利用者に利益が最大限還元されるよう、各事業者の柔軟なサービス提供を可能とする観点からは、ネットワークを保有する事業者(現行の一種事業者)も含め、全事業者について、料金等の提供条件は市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・公表義務や役務提供義務を不要とする規制緩和措置(いわゆる「デタリフ化」)を講じることが適当であると考えられる

該当箇所	意見
この場合、交付金の支援対象となる二種適格事業者は契約約款	
の届出義務の対象とした上で、それ以外の事業者については、実務	
上運用可能な範囲でカバーできる契約数を最大化する観点から、大	
部分の契約(約80%)をカバーする水準として、契約数が30万を	
超える事業者に限定して届出義務を課すことが適当である。	
なお、このような限定をした場合でも、届出義務対象外の事業者の	
契約約款については、報告徴収(電気通信事業法第 166 条第 1	
項)を行い、業務改善命令(同法第29条第1項第4号~第7	
号)により必要な是正を行うことが可能である。	

該当箇所	意見
7. 第二種負担金の在り方	IoT 端末との通信に用いる回線の現状は本答申(案)に記載のとおりと考
(4) 第二種負担金の算定の考え方について	え、当該回線を第二種負担金の算定の対象としないことについて賛同します。
② 専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて	
(ウ) 考え方	
専用役務や閉域網通信は、独立したネットワークにおいて特定の通	
信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネッ	
トを介したweb会議等には使用されないことから、こうした役務を提	
供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益	
することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないこと	
が適当である。	
また、IoTは様々な用途で用いられており、IoT端末との通信	
に用いるサービスは、その多くが特定の通信先に向けた通信(閉域	
網通信)に限定されているケースであることが想定される。	
加えて、IoT端末との通信に用いるサービスのうち、インターネット	
に接続するサー ビスであっても、データ量が小さいケースも想定され、第	
二種負担金を負担する「高速度データ伝送電気通信役務」に含まれ	
るものとそうでないものの峻別には、制度の運用が複雑になるといった	
課題がある。	
当面の対応として、I o T端末との通信に用いる回線については、	
第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。	